# 8 介護保険施設サービス等の基盤整備の目標量

第6期高齢者福祉計画では、施設系サービス等について具体的な目標数を掲げます。この目標数は、介護保険事業計画と整合性を図りながら、各種サービスの基盤整備の目標量を算出しています。

## (1)施設系サービスの整備について

(表 4-66)

施設系サービスの整備数(単位:施設等)

	区 分	現 状 H26.10.1現在	第6期整備 計画数
1	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	6 [340 床]	1 [80 床]
2	介護老人保健施設	6 [519 床]	0

## (2) 地域密着型サービスの整備について

(表 4-67)

地域密着型サービスの整備数(単位:施設等)

	区分	現 状 H26.10.1現在	第6期整備 計画数
1	地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護 ※1	1 (3) [16 (74) 床]	1 [10 床]
2	認知症対応型共同生活介護 ※2	13 [243 床]	4 [72 床]
3	小規模多機能型居宅介護 (看護小規模多機能型居宅介護) ※2	2	5
4	夜間対応型訪問介護	0	0
5	認知症対応型通所介護 ※3	3	設定なし
6	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0
7	定期巡回·随時対応型訪問介護看護 ※3	0	設定なし
8	地域密着型通所介護 ※4	_	未定

- ※1 現状の() 内の数字は平成27年3月末の見込数です。また第6期整備計画数は、既存介護老人福祉施設の一部ユニット型が制度改正により地域密着型に移行する分です。
- ※2 第6期計画数には、現在整備中の事業所も含まれています。(認知症対応型共同生活介護は2事業所、小規模多機能型居宅介護は1事業所が整備中です。)
- ※3 「認知症対応型通所介護」,「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については,在宅生活を支援する訪問・通所系サービスであることから目標数を設定せず柔軟に対応します。
- ※4 「地域密着型通所介護」は、平成28年4月から小規模な通所介護が地域密着型サービスに移行するものです。

## (3) その他の施設サービス等

## ①養護老人ホーム

#### 【現状】

65 歳以上で身体状況等は自立しているものの、環境等の理由及び経済的な理由により在宅で生活することが困難な高齢者が入所する施設です。入所するにあたっては、市に申請し、養護老人ホームへの措置を実施します。本市では平成20年4月に市立那珂湊養護老人ホームを民間社会福祉法人に譲渡しました。

(表 4-68)

実施状況

区	分	平成 23 年度 平成 24 年月		平成 25 年度	平成 26 年度	
措置者数	(人)	45	49	49	48	

<sup>※</sup> 平成26年度は9月末現在

#### 【今後の方針】

措置を必要とする方の把握に努め、適切な入所措置を実施していきます。

#### 【見込量】

(表 4-69)

見込量

区	分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
措置者数	(人)	51	51	51

# ②ケアハウス

## 【現状】

おおむね60歳以上で、身体機能の低下により、在宅の生活に不安がありながら家族の援助を受けられない方などが契約により入所する施設です。 市内では1施設15床が設置されています。

#### 【今後の方針】

茨城県の整備方針や利用者の動向を踏まえ、本市での施設数は現状どおりとします。

## ③有料老人ホーム

#### 【現状】

利用者と施設との間の契約行為に基づいて入居する施設です。

介護付き有料老人ホーム3施設101床については,「特定施設入居者生活介護」 として,介護保険サービスを利用できます。

住宅型有料老人ホームは、食事サービスと最低限の清掃といった身の回りのことや緊急時の対応を提供している居住施設で、介護スタッフは常駐していませんが、介護が必要な方は、外部の介護サービス事業者と契約し、訪問介護などの介護サービスを利用し、居室での生活を継続することができます。平成26年9月末現在、2施設39床があります。

健康型有料老人ホームは、食事等のサービスが付いた自立あるいは要支援状態の高齢者向けの居住施設です。要介護状態になった場合には、契約を解除し退去しなければなりません。平成26年9月末現在、1施設29床があります。

(表 4-70)

有料老人ホームの種類別整備状況

	区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介業	施設数	3	3	3	3
介護付	床数 (床)	101	101	101	101
住宅型	施設数	1	1	2	2
型	床数 (床)	24	24	39	39
健	施設数				1
健康型	床数 (床)				29
合	施設数	4	4	5	6
合計	床数(床)	125	125	140	169

<sup>※</sup> 平成26年度は9月末現在

#### 【今後の方針】

利用者の動向を踏まえて,介護付き有料老人ホームの整備については検討します。

## ④サービス付き高齢者向け住宅

#### 【現状】

サービス付き高齢者向け住宅とは、平成23年の「高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)」の改正により創設された、介護・医療と連携し高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。

住宅としての居室の広さや設備,バリアフリー構造に関して明確な基準を設けて義務付けているほか,ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供していますが,介護が必要な方は,外部の介護サービス事業者と契約し,訪問介護などの介護サービスを利用し,居室での生活を継続することができます。多くのサービス付き高齢者向け住宅には通所介護サービス事業所等が併設されています。平成26年9月末現在,市内では13施設252戸が登録されています。

(表 4-71) 登録状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サービス付き高齢 者向け住宅(施設)	2	10	13	13
居室数(戸)	39	161	232	252

※サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムより(平成26年10月1日現在) ※施設数及び居室数は茨城県に登録した日や更新日での数字のため、現在建築中のもの もあり、入居可能な施設数及び居室数とは異なります。

#### 【今後の方針】

サービス付き高齢者向け住宅には、市内からの転居の他、市外や県外から入居する方がいますが、介護保険法改正により平成27年度からは、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸借方式のサービス付き高齢者向け住宅についても住所地特例の対象となります。

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者の住まいの選択肢の1つでありますので、今後も適切な運営が図られるよう、登録先である茨城県と連携しながら、情報共有や利用者等への情報提供等に努めていきます。

# 9 介護保険サービスの事業費用と保険料の見込み

# (1) 介護保険給付費, 予算等の状況

## ①介護給付費の状況

(表 4-72)

	T ()	平成12年	度	平成15年	度	平成18年	度	平成21年	度	平成24年	.度	平成25年	度
፟	丞 分		構成										
	居 宅	899	60.4%	1,625	71.2%	2,051	67.5%	2,325	68.1%	2,934	71.1%	3,124	71.8%
受給者	地域密着型					188	6.2%	256	7.5%	322	7.8%	322	7.4%
者	施 設	589	39.6%	658	28.8%	798	26.3%	834	24.4%	872	21.1%	906	20.8%
	計	1,488	100.0%	2,283	100.0%	3,037	100.0%	3,415	100.0%	4,128	100.0%	4,352	100.0%
	居 宅	69,927,222	29.3%	146,457,700	44.9%	183,161,624	44.7%	210,940,611	43.9%	281,351,558	49.5%	308,122,883	50.5%
給付	地域密着型					41,294,961	10.1%	58,001,310	12.1%	66,753,431	11.7%	67,674,103	11.1%
費	施 設	168,930,734	70.7%	179,701,947	55.1%	185,445,398	45.2%	211,413,173	44.0%	220,186,637	38.7%	233,919,443	38.4%
	計	238,857,956	100.0%	326,159,647	100.0%	409,901,983	100.0%	480,355,094	100.0%	568,291,626	100.0%	609,716,429	100.0%
_	居 宅	77,783		90,128		89,304		90,727		95,894		98,631	
人当	地域密着型					219,654		226,568		207,309		210,168	
Ŋ	施 設	286,809		273,103		232,388		253,493		252,508		258,189	

<sup>※</sup>利用状況は、各年度とも3月分の介護保険事業報告による。

## ②介護保険給付費予算等の状況

(表 4-73) 単位:円

×	5 分	平成12年度		平成15年	度	平成18年	平成18年度 平成21年度 平成24年度		度	平成25年度			
	<u>`</u> π		構成		構成		構成		構成		構成		構成
予	算 額	2,700,000,000		3,966,086,000		5,362,677,000		6,118,512,000		7,245,415,000		7,848,582,000	
決	算 額	2,476,092,931	100.0%	3,888,848,442	100.0%	5,103,451,594	100.0%	6,001,576,851	100.0%	7,115,993,784	100.0%	7,602,142,630	100.0%
	居 宅	717,393,539	29.0%	1,767,590,476	45.5%	2,362,470,927	46.3%	2,593,701,630	43.2%	3,358,755,122	47.2%	3,693,843,073	48.6%
	地域密着型					466,878,303	9.1%	675,590,661	11.3%	787,074,482	11.1%	802,128,273	10.6%
	施 設	1,750,709,281	70.7%	2,099,422,292	54.0%	2,209,977,057	43.3%	2,443,771,045	40.7%	2,597,571,506	36.5%	2,700,984,804	35.5%
	その他	7,990,111	0.3%	21,835,674	0.5%	64,125,307	1.3%	288,513,515	4.8%	372,592,674	5.2%	405,186,480	5.3%
予	算執行率	91.71%		98.05%		95.17%		98.09%		98.21%		96.86%	

<sup>※</sup>平成12年度は11ヶ月分の給付費。その他は、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費、審査手数料。

## (2)介護保険料について

①第1号被保険者の保険料の推移

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料は、世帯の課税状況等に応じて被保険者ごとに決められます。なお、ひたちなか市における第5期までの保険料は、以下のとおりとなっています。

 上段:月額

 (表 4-74)
 下段:年額

区分	所得段階基準	算 定 方 法	第5期保険料	第4期保険料	第3期保険料	第2期保険料	第1期保険料	
(第5期までの段階)	(第5期の基準)	(第5期の割合)	平成24年度から 26年度	平成21年度から 23年度	平成18年度から 20年度	平成15年度から 17年度	平成12年度から 14年度	
Arte a rill, trial	生活保護受給者の方、老齢福	# 3# ## 1 0 50	(2,275円)	(730円)	(680円)	(879円)	(1,350円)	
第1段階	祉年金受給者で世帯全員が市民 税非課税の方	基準額×0.50	27,300円	8,760円	8,160円	10,548円	16,200円	
Art o Ell title	世帯全員が市民税非課税で、	甘油板以及下	(2,275円)	(1,825円)	(1,700円)			
第2段階	本人の課税年金収入額と合計所 得金額の合計が80万円以下	基準額×0.50	27,300円	21,900円	20,400円	(1,904円)	(2,025円)	
	世帯全員が市民税非課税で本人の課税を合収すがような表現の	甘潍塘 🗸 0 . 0 . 0	(2,730円)	(0.270HI)	(0.010HI)			
	の課税年金収入額と合計所得金 額の合計が120万円以下の方	基準額×0.60	32,760円	(2,372円)	(2,210円)			
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人		(2,957円)			22,848円	24,300円	
	の課税年金収入額と合計所得金 額の合計が120万円を超える方	基準額×0.65	35,484円	28,464円	26,520円	22,040 1	24,50011	
	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で,本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		(3,867円)	(3,102円)	基準額	基準額	基準額	
第4段階		基準額×0.85	46,404円	37,224円	(3,400円)	(2,930円)	(2,700円)	
	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税の	基 準 額	(4,550円)	(3,650円)	40,800円	35,160円	32,400円	
	方	本 毕 俶	54,600円	43,800円				
第5段階	本人が市民税課税で、合計所	基準額×1.15	(5,232円)	(4,197円)	(4,250円)	(3,662円)	(3,375円)	
为5权咱	得金額が125万円未満の方	<b>左</b> 年 供 ∧ 1.15	62,784円	50,364円	(4,250□)	(3,002円)	(3,313□)	
第6段階	本人が市民税課税で,合計所得金額が125万円以上200万円未	基準額×1.25	5,687円	4,562円	51,000円	43,944円	40,500円	
37 O 1X PE	満の方	<b>坐中积</b> ↑ 1. 20	68,244円	54,744円	31,000 1	45,544 1	40,500 1	
第7段階	本人が市民税課税で,合計所得金額が200万円以上300万円未	基準額×1.45	(6,597円)	(5,475円)	(5,100円)	(4,395円)		
分(权伯	満の方	<b>左</b> 毕假 ^ 1.40	79,164円	(5,415円)	(5,100円)	(4,555□)	(4,050円)	
第 Q 品 陇	本人が市民税課税で,合計所 得金額が300万円以上500万円未	基準額×1.50	(6,825円)	65,700円	61,200円	52,740円	(4,05011)	
	満の方	<b>左</b> 阜假 < 1.50	81,900円	05,700□	01,200円	52,740		
<b>筆q</b> 段隊	本人が市民税課税で,合計所得金額が500万円以上700万円未	基準額×1.65	7,507円	(6,022円)	(5,610円)	(4,834円)		
第9段階	満の方	本年限八1.00	90,084円	(0,022[1)	(0,01011)	(4,03411)	48,600円	
第10段階 4	本人が市町村民税課税で,前 年の合計所得金額が700万円以上	基準額×1.70	7,735円	72,264円	67,320円	58,008円	40,000円	
为10权咱	の方	坐平供 ∧ 1.70	92,820円	72,204円	01,320円	50,000F		

- ※ 第1期の保険料は国の特別対策により、平成12年4月から9月までは全額、10月から平成13年9月までは半額とする軽減措置がとられていました。また、第1段階の料率は0.5、第2段階の料率は0.75、第4段階と第5段階の境界の合計所得金額は250万円となっていました。
- ※ 第 2 期からは、所得の低い方の負担を軽減するため、所得段階区分を 6 段階とし、 第 1 段階の料率を 0.3、第 2 段階の料率を 0.65 に引き下げ、第 6 段階の料率を 1.65 に設定しました。

- ※ 第3期では,第2段階(市民税非課税世帯)の方の保険料段階を細分化し,引き続き保険料の弾力化を行い,また平成17年度の税制改正に伴い,保険料段階が上昇する方に対し,急激な負担増とならないよう段階的に引き上げる経過措置を講じました。
- ※ 第4期では、税制改正に伴う激変緩和措置終了に伴い、所得の低い方について同程度の軽減を受けられるよう第4段階を2つに分けたほか、8段階設定と細分化しました。
- ※ 第5期では、これまでの第4段階に加え第3段階においても特例を設けるとともに、 国の標準的な設定段階の6段階に対し12段階設定と細分化しました。

## ②介護保険料の徴収状況

平成12年度				単位:円
区 分	予 算 額	調 定 額 (a)	収 納 額(b)	収 納 率(b/a)
特別徴収	140,076,000	140,691,150	140,779,350	100.06%
普通 徴 収	30,544,000	34,043,210	31,922,110	93.77%
合 計	170,620,000	174,734,360	172,701,460	98.84%
平成15年度				
区 分	予 算 額	調 定 額 (a)	収 納 額(b)	収 納 率(b/a)
特別徴収	675,941,000	675,690,940	676,296,180	100.09%
普通 徴 収	155,193,000	168,756,630	155,574,070	92.19%
合 計	831,134,000	844,447,570	831,870,250	98.51%
平成18年度				
区 分	予 算 額	調 定 額 (a)	収 納 額(b)	収 納 率(b/a)
特別徴収	949,673,000	948,769,710	949,802,520	100.11%
普通徵収	184,067,000	200,679,900	183,525,020	91.45%
合 計	1,133,740,000	1,149,449,610	1,133,327,540	98.60%
平成21年度				
区 分	予 算 額	調 定 額 (a)	収 納 額(b)	収 納 率(b/a)
特別徴収	1,228,908,000	1,238,196,170	1,239,999,840	100.15%
普通徵収	138,429,000	144,209,970	122,480,860	84.93%
合 計	1,367,337,000	1,382,406,140	1,362,480,700	98.56%
平成24年度				
区 分	予 算 額	調 定 額 (a)	収 納 額(b)	収 納 率(b/a)
特別徴収	1,272,649,834	1,632,995,310	1,634,388,280	100.09%
普通徴収	125,929,263	190,615,820	162,165,890	85.07%
合 計	1,398,579,097	1,823,611,130	1,796,554,170	98.52%
平成25年度				
区 分	予 算 額	調 定 額 (a)	収 納 額(b)	収 納 率(b/a)
特別徴収	1,706,116,440	1,721,314,360	1,722,939,960	100.09%
普通徴収	158,907,324	193,176,600	164,157,610	84.98%
合 計	1,865,023,764	1,914,490,960	1,887,097,570	98.57%

#### ③第6期の介護保険料

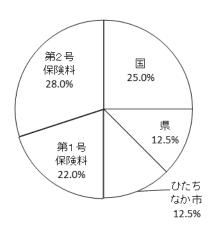
介護保険給付に係る費用については、公費(国、県及びひたちなか市)、第1号被保険者(65歳以上)の保険料及び第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の保険料で賄うことになっており、その負担の割合は対象事業により異なっていますが、第1号被保険者の負担割合はいずれの対象事業においても原則22%です。

ただし、介護保険給付費の国が負担する分のうち5%相当分については、要介護者等となる可能性の高い後期高齢者の割合、所得段階別の分布状況により交付割合が補正され、本市では、2.58%と見込みました。標準的な交付割合の5%との差分については、第1号被保険者の保険料で負担することになります。

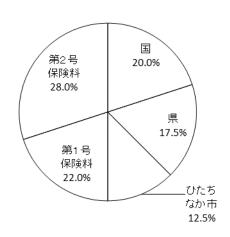
### 【対象事業費の費用負担】

#### ○介護保険事業費

居宅給付費

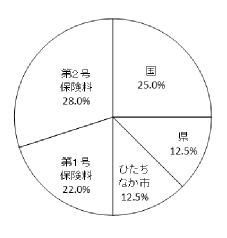


施設等給付費

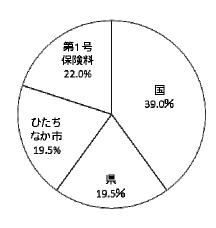


#### ○地域支援事業費

介護予防事業



包括的支援事業 · 任意事業



第6期計画では、平成27年度と平成28年度において低所得高齢者の保険料軽減強化として、第1段階の基準額に対する割合の0.5を0.45とし、その軽減分を公費により補填します。

また、平成 29 年度には、第 1 段階の割合 0.45 を 0.3 とし、第 2 段階の割合 0.70 を 0.45 とし、第 3 段階の割合 0.75 を 0.70 とし、その軽減分を公費により補填する保険料軽減強化が実施される見込みです。

市独自の段階設定としては,第2段階の割合0.75を0.7とするほか,国の標準的な設定段階の9段階に対して14段階設定とし,それぞれの負担能力に応じたきめ細かい段階設定を図ります。

## 【ひたちなか市の第6期の保険料】

平成27年度から平成29年度までの基準額(月額) 4,934円

(表 4-75)

区分		対象となる方	算定基準	保険料月額
第1段階		護受給者 ・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.5 (基準額×0.45)	2,467円 (2,220円)
第2段階	世帯全員	が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下	基準額×0.70	3,453円
第3段階	世帯全員	が市民税非課税で上記以外	基準額×0.75	3,700円
第4段階	本人が市	民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.90	4,440円
第5段階	本人が市	民税非課税で上記以外	基準額×1.00	4,934円
第6段階		合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20	5,920円
第7段階		合計所得金額が120万円以上190万円未満	基準額×1.30	6,414円
第8段階	本人	合計所得金額が190万円以上240万円未満	基準額×1.40	6,907円
第9段階	が	合計所得金額が240万円以上290万円未満	基準額×1.50	7,401円
第10段階	市民	合計所得金額が290万円以上400万円未満	基準額×1.60	7,894円
第11段階	税	合計所得金額が400万円以上500万円未満	基準額×1.70	8,387円
第12段階	課税	合計所得金額が500万円以上700万円未満	基準額×1.80	8,881円
第13段階		合計所得金額が700万円以上1000万円未満	基準額×1.90	9,374円
第14段階		合計所得金額が1000万円以上	基準額×2.00	9,868円

- ※ 上記の規定により算定された当該年度における保険料の年額において,10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てます。
- ※ 第1段階において、賦課する保険料月額は下段の2,220円となります。上段の算定 基準額2,467円との差額が軽減分として公費により補填されます。

## (3) 介護保険料、利用料の減免措置について

#### ①保険料の減免措置

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料について、次のような場合、申請により市長が必要と認めた方は保険料の全部又は一部が減免されます。

- ・被保険者又はその方が属する世帯の生計を主として維持している方が火災,風水害等の災害により住宅や家財等の財産に著しい損害を受けた場合。
- ・被保険者が属する世帯の生計を主として維持している方が死亡した場合や長期入院 等により収入が著しく減少した場合。
- ・被保険者が属する世帯の生計を主として維持している方が失業した場合や干ばつ・ 冷害等による農作物の不作,不漁により収入が著しく減少した場合。

#### ②利用料の軽減措置

介護保険では、利用したサービスの費用のうち1割が自己負担となりますが、所得の低い方等を対象とした利用者負担額の軽減があります。なお、利用料の軽減等を受ける場合には、市へ申請をして認定を受ける必要があります。

#### ○社会福祉法人による利用者負担軽減

市町村民税非課税世帯に属しており、収入や資産等の該当要件を全て満たす方が 社会福祉法人の提供する介護保険サービスを利用する場合、利用者負担額(食費、 居住費等を含む)のうち4分の1(老齢福祉年金の受給者は2分の1)が軽減されま す。なお、軽減を受けられる社会福祉法人は、あらかじめ施設所在地の県知事及び 市町村長に対し事業実施の申出を行っている法人のみとなっております。

○介護保険利用者負担額減額(訪問介護・訪問入浴介護利用負担低所得障害者助成) 平成18年4月1日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律が施行されたことに伴い、障害者についても原則1割の利用者負担が生じてく ることとなったことから、廃止の日の前日において既に減額認定を受けている方の 利用料を軽減します。減額の内容は、対象サービスの種類ごとに当該サービスに要 した費用の100分の4を減額助成します。

対象者は、生計中心者が所得税非課税である世帯の利用者(平成18年3月末日において利用者負担額減額の認定を受けていた方のみ)で、次のいずれかに該当する人となります。

- ・65歳となる前に障害者施策等のホームヘルプサービスを利用していた方
- ・特定疾病により要介護・要支援の状態となった人(第2号被保険者)
- ・65歳となる前に障害者手帳の交付を受けた第1号被保険者

#### ○境界層該当者訪問介護等利用者負担額減額

生活保護境界層該当者(利用者負担額を軽減すれば生活保護とならない者)であって,65 歳到達前1年の間に障害者施策によるホームヘルプサービス(訪問介護のうち身体介護及び家事援助をいう。)を利用していた方の利用者負担額を減額します。減額の内容は、対象サービスの種類ごとに当該対象サービスに要した費用の100分の10に該当する額を減額します。

# (4) 介護保険給付費及び地域支援事業費の見込み

① 介護予防サービス費 (表 4-76)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護予防サービス						
介護予防訪問介護	給付費(円)	54,577,144	22,590,702	1,338,876	0	C
	人数(人)	240	100	6	0	(
介護予防訪問入浴介護	給付費(円)	0	0	0	0	(
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	(
介護予防訪問看護	給付費(円)		7,476,454	8,179,064	11,336,004	8,740,306
	回数(回)	88.4	95.8	104.8	144.7	113.4
A =++ → =L=L=D=	人数(人)	30	31	33	40	44
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(円)		4,175,113	4,854,573	7,154,228	9,677,423
	回数(回)	96.4	127.6	148.4	219.0	296.2
^*************************************	人数(人)	10	12	14	19	23
介護予防居宅療養管理指導	給付費(円)		7,303,921	7,824,544	8,747,851	9,731,254
A =# == aL \Z =c A =#	人数(人)	48	51	55	61	68
介護予防通所介護	給付費(円)		57,721,324	5,353,351	0	(
人群文件体記しいばける。シーン	人数(人)	328	139	110 707 005	101.000.070	100 500 000
介護予防通所リハビリテーション	給付費(円)		108,169,140	113,707,685	131,606,679	160,506,682
人类又叶标如了配头红人类	人数(人)	210	220	233	274	332
介護予防短期入所生活介護	給付費(円)		3,925,302	5,909,797	8,093,053	17,532,512
	日数(日)	41.1	47.0	73.4	98.5	216.8
人群又吐信即1 配债美人群/老/	人数(人)	0.150.045	4,000,100	10	12	7,000,040
介護予防短期入所療養介護(老			4,966,183	4,528,795	4,305,076	7,203,849
	日数(日)	20.8	47.9	43.7	41.5	69.5
	人数(人)	0	5	6	7	3
介護了防短期人所須食介護(病)						
	日数(日) 人数(人)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		·	14,751,300	16,580,625	21,185,727	`
<b>介護了防衛性用具員子</b>	人数(人)		284	319	407	25,189,213
		3,529,251	3,714,058	4,110,777	5,259,618	484 6,251,108
付此丌设了仍価征用具牌八負	人数(人)	3,529,251	3,714,038	4,110,777	3,239,618	20
			13,331,222	15,280,356	19,293,851	25,928,960
<b>月暖了阴压七以修</b>	人数(人)	11,004,133	10,331,222	10,260,330	19,293,631	25,926,900
			23,122,943	26,846,125	29,065,794	32,784,645
小成了例可定心放入冶石工冶기	人数(人)	19,437,312	19	20,040,123	29,005,794	2
⊥ 地域密着型介護予防サービス	[人奴(人)	10	19	22	24	Δ.
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(円)	1,521,550	1,949,490	2,476,406	3,931,794	5,968,500
<b>月晚了例验和近对心主题所月</b> 晚		16.2	20.8	26.4	42.0	63.8
	人数(人)	3	20.0	5	6	03.0
介護予防小規模多機能型居宅介			7,027,802	10,035,284	13,218,131	15,712,87
月 晚 1 例 1 7 成	人数(人)	6	9	12	16	13,712,07
介護予防認知症対応型共同生活			16,589,142	19,353,999	22,093,128	24,854,769
,	人数(人)	5	6	7	8	24,004,70
介護予防支援	給付費(円)	42,100,983	33,651,577	24,143,265	28,084,381	36,473,20
	人数(人)	814	652	468	544	70
†	給付費(円)	427,598,978	330,465,672	270,523,524	313,375,314	386,555,30

## ② 介護サービス費

(表 4-77)

総給付費

(女士11)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
居宅サービス	1,,,,,,,,,					
訪問介護	給付費(円)	408,120,084	451,259,981	498,254,086	604,970,415	891,608,006
	回数(回)	12717.9	14103.4	15603.6	18963.0	27855.5
	人数(人)	628	676	723	815	1,03
訪問入浴介護	給付費(円)	46,161,839	47,846,297	49,924,924	56,602,828	67,539,06
	回数(回)	339.6	352.8	368.4	417.5	497.
	人数(人)	63	63	63	63	6
訪問看護	給付費(円)	73,583,344	77,699,115	81,911,718	95,457,277	121,039,599
<b>初向有</b> 稷						
	回数(回)	1197.9	1269.9	1343.2	1566.8	1987.
	人数(人)	202	206	210	222	24:
訪問リハビリテーション	給付費(円)	19,425,802	24,464,977	29,124,857	44,778,066	76,469,14
	回数(回)	554.9	701.8	835.7	1293.9	2226.
	人数(人)	48	58	66	89	12
居宅療養管理指導	給付費(円)	61,720,740	68,314,906	74,734,663	95,628,990	131.011.45
10 6 次及日生11 平	人数(人)	484	538	588	754	1.03
マニ ヘー#						
通所介護	給付費(円)			1,312,025,877	1,860,116,310	
	回数(回)	16647.8	12364.4	13676.0	19927.1	30465.
	人数(人)	1,396	996	1,057	1,406	1,83
通所リハビリテーション	給付費(円)	476,575,052	489,594,200	503,185,280	550,339,970	664,109,89
	回数(回)	4627.8	4780.3	4929.3	5485.6	6578.
	人数(人)	503	514	522	558	62
短期入所生活介護	給付費(円)	361,119,948	372,607,485	403,762,361	453,813,389	496,289,39
短别人们工冶기设 						
	日数(日)	3448.4	3582.5	3919.3	4428.1	4888.
	人数(人)	273	279	300	317	31
短期入所療養介護(老健)	給付費(円)	34,521,613	41,458,269	64,362,743	68,219,478	91,395,50
	日数(日)	246.7	295.9	456.6	486.4	650.
	人数(人)	27	30	33	45	4
短期入所療養介護(病院等)	給付費(円)	9,034,002	9,155,544	10.184.639	0	-
MINITIME	日数(日)	77.0	80.5	89.1	0.0	0.
	人数(人)	11	11	11	0	
福祉用具貸与	給付費(円)	176,413,586	188,859,921	197,738,736	254,801,252	354,754,91
	人数(人)	1,161	1,262	1,351	1,763	2,40
特定福祉用具購入費	給付費(円)	12,067,391	12,892,163	13,299,277	15,306,319	19,925,07
	人数(人)	32	34	35	40	50
住宅改修費	給付費(円)	30.253.584	32,336,289	35,537,157	49.616.664	61,342,85
[	人数(人)	23	25	27	37	4
特定施設入居者生活介護	給付費(円)	182,454,496	219,476,807	255,887,552	284,487,394	321,818,70
	人数(人)	84	101	118	131	14
也域密着型サービス						
定期巡回•随時対応型訪問介護看護	給付費(円)	1,402,111	2,889,737	4,185,677	5,744,045	8,635,28
	人数(人)	5	10	15	20	3
認知症対応型通所介護	給付費(円)	107,270,593		218,459,536	338,296,877	558,400,12
心从近外心主题为力良						
	回数(回)	840.8	1450.0	1805.5	2801.3	4567
	人数(人)	74	85	94	119	15
小規模多機能型居宅介護	給付費(円)	110,617,245	157,217,966	205,983,497	283,689,020	320,872,26
	人数(人)	48	69	90	125	14
認知症対応型共同生活介護	給付費(円)	726,672,559	776,315,890	856,069,674	923,026,600	971,303,42
	人数(人)	255	273	301	325	34
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(円)	258,611,433	258,111,830	258,111,830	257,811,594	258,548,21
心场出有主力设艺八倍征他成八万石工石力设						
	人数(人)	84	84	84	84	8
複合型サービス	給付費(円)	0	2,085,886	3,114,450	5,150,929	5,160,50
	人数(人)	0	8	12	20	2
地域密着型通所介護	給付費(円)	0	612,120,656	675,892,119	958,241,736	1,474,985,70
	回数(回)	0	6,370	7,045	10,266	15,69
	人数(人)	0	513	545	725	94
 施設サ <i>ー</i> ビス	1/124\//	,	0,0	040	,,20	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	<b>公</b> 从弗/□\	1 166 001 447	1 162 070 444	1 200 025 042	1 440 605 700	1 517 170 50
介護老人福祉施設	給付費(円)	1,166,231,447	1,163,978,444	1,399,935,042	1,442,625,723	
	人数(人)	402	402	482	497	52
介護老人保健施設	給付費(円)	1,612,270,422	1,641,600,658	1,686,174,556	1,817,779,342	2,053,561,77
	人数(人)	535	546	561	606	68
介護療養型医療施設	給付費(円)	120,498,783	117,476,499	117,476,499	117,339,850	117,339,8
(平成32年度以降は転換施設)	人数(人)	35	35	35	35	117,000,00
	給付費(円)	357,299,077	376,692,715	398,350,127	511,840,641	687,439,94
古七丌護又拔	1 401 /					
	人数(人)	2,322	2,461	2,623	3,386	4,52
居宅介護支援 	人数(人) 給付費(円)	_	2,461 8,509,405,048		3,386 11,095,684,710	

101

平成27年度

平成28年度 平成29年度 平成32年度

8,388,585,961 8,839,870,720 9,624,210,403 11,409,060,024 14,520,492,069

平成37年度

#### ③ 地域支援事業費の見込み

(表 4-78)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
地域支援事業費 (B)	461,228,793円	613,178,341円	719,362,299円	1,793,769,433円
介護予防・日常生活支援総合事業費	137,654,125円	273,301,818円	373,973,053円	784,928,996円
包括的支援事業・任意事業費	323,574,668円	339,876,523円	345,389,246円	1,008,840,437円

	平成32年度	平成37年度
地域支援事業費 (B)	823,940,588円	912,598,775円
介護予防・日常生活支援総合事業費	469,776,386円	549,192,656円
包括的支援事業・任意事業費	354,164,202円	363,406,119円

## (5) 第1号被保険者保険料の算定

## ① 保険料基準額の算定

第6期計画期間(平成27年度から平成29年度まで)の標準的な第1号被保険者の負担分は、介護保険給付費と地域支援事業費の合計額の22%です。ただし、国からの調整交付金の交付割合が、後期高齢者加入割合と所得段階別加入割合に応じて補正されるため、ひたちなか市では約24.42%の負担見込みとなります。

この負担額から,第5期までの介護給付費準備基金積立残高からの取崩額を差し引いて保険料収納必要額を算出し,さらに,予定収納率を考慮した額に置き換えます。この額を所得段階別加入割合補正後の被保険者数で除して得た年額が59,205円となり,保険料基準額(月額)は4,934円となります。

(表 4-79)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
標準給付費見込額	(A)	8, 824, 015, 451円	9, 270, 621, 558円	10, 121, 300, 502円	28, 215, 937, 511円
地域支援事業費	(B)	461, 228, 793円	613, 178, 341円	719, 362, 299円	1, 793, 769, 433円
うち介護予防・日常生活支援総合事業	(C)	137, 654, 125円	273, 301, 818円	373, 973, 053円	784, 928, 996円
第1号被保険者負担分相当額	(D)	2, 042, 753, 734円	2, 174, 435, 978円	2, 384, 945, 816円	6, 602, 135, 528円
調整交付金相当額	(E)	448, 083, 479円	477, 196, 169円	524, 763, 678円	1, 450, 043, 325円
調整交付金見込交付割合	(H)	2. 58%	2. 58%	2. 58%	
後期高齢者加入割合補正係数	(F)	1. 0536	1.0416	1. 0336	
所得段階別加入割合補正係数	(G)	1. 0536	1. 0539	1. 0531	
調整交付金見込額	(I)	231, 211, 000円	246, 233, 000円	270, 778, 000円	748, 222, 000円
財政安定化基金拠出金見込額	(J)				
財政安定化基金拠出率			0.00%		
財政安定化基金償還金	(K)				円
準備基金の残高(平成26年度末の見込額)					375, 336, 169円
準備基金取崩額	(L)				300,000,000円
審查支払手数料差引額	(M)	円	円	円	円
財政安定化基金取崩による交付額	(N)	円	円	円	円
市町村相互財政安定化事業負担額	(0)				円
市町村相互財政安定化事業交付額	(P)				円
保険料収納必要額	(Q)				7, 003, 956, 853円
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
予定保険料収納率	(R)		98.50%		
所得段階別加入割合補正後被保険者数	(S)	39, 146人	40,033人	40,922人	120, 102人
保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険	料額				
保険料(年額)	(T)			***	59, 205円
保険料(月額)	(U)				4,934円

#### 第1号被保険者負担分相当額(D)

= ((A) + (B)) × 22% (標準的な第1号被保険者負担割合)

調整交付金相当額  $(E) = ((A) + (C)) \times 5%$  (標準的な調整交付金交付割合)

調整交付金見込交付割合(H) = 第6期調整交付金見込交付割合

調整交付金見込額  $(I) = ((A) + (C)) \times (H)$ 

保険料収納必要額(Q)

$$=$$
 (D) + (E) - (I) + (J) + (K) - (L) + (M) - (N) + (O) - (P)

保険料(年額) (T) = (Q) ÷ (R) ÷ (S)

保険料(月額) (U) = (T) ÷ 12

### 【参考】

(表 4-80)

#### 保険料の推移

		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
保険料月額		2,700 円	2,930 円	3,400 円	3,650 円	4,550円
対前期	増減額		230 円	470 円	250 円	900 円
	増減率		8.5%	16.0%	7.4%	24. 7%

## ② 所得段階別第1号被保険者数

(表 4-81)

区分		所得段階基準		平成28年度	平成29年度
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下		5, 475人	5,608人	5,733人
第2段階	世帯全員	が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下	1,736人	1,779人	1,818人
第3段階	世帯全員	が市民税非課税で上記以外	1,527人	1,565人	1, 599人
第4段階	本人が市	民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	7,317人	7,495人	7, 662人
第5段階	本人が市	民税非課税で上記以外	4,792人	4,909人	5, 018人
第6段階		合計所得金額が120万円未満	4,390人	4, 497人	4, 597人
第7段階		合計所得金額が120万円以上190万円未満	5,662人	5,800人	5, 928人
第8段階	本人	合計所得金額が190万円以上240万円未満	2,640人	2,705人	2, 764人
第9段階	が	合計所得金額が240万円以上290万円未満	1,241人	1,271人	1,300人
第10段階	市民	合計所得金額が290万円以上400万円未満	1,136人	1,453人	1, 486人
第11段階	税	合計所得金額が400万円以上500万円未満	471人	438人	448人
第12段階	課税	合計所得金額が500万円以上700万円未満	405人	284人	290人
第13段階		合計所得金額が700万円以上1000万円未満	242人	132人	135人
第14段階	]	合計所得金額が1000万円以上	339人	347人	355人
			37, 373人	38, 283人	39, 133人
		補正後被保険者数	39, 146人	40,033人	40, 922人

※ 補正後被保険者数は、それぞれの段階ごとに、被保険者数 × 基準額に対する 割合で算出される人数の合計です。